

宇都宮市起業家支援施設入居企業募集要領

1 目的

起業及び事業創出を支援することにより、安定的かつ継続的に事業活動を行うことができる起業家を育成し、もって本市における新たな雇用の創出及び産業の活性化に資するよう、起業家に対して宇都宮市起業家支援施設を一定期間貸し出すことにより、企業経営の基盤構築を支援する。

2 施設の概要

(1) 貸出場所の面積・使用料

種別	場所	面積	使用料
事務室 (インキュベーション オフィス)	1号室	約23㎡	月額 28,100円
	2号室	約23㎡	月額 28,100円
	3号室	約22㎡	月額 26,780円
	4号室	約16㎡	月額 19,690円
	5号室	約30㎡	月額 35,790円
	6号室	約32㎡	月額 38,190円
	7号室	約23㎡	月額 27,980円
	8号室	約37㎡	月額 45,160円
共用事務室 (シェアオフィス)	全席	約 3㎡	月額 3,600円

(2) 設備

ア 事務室

- ・事務室
- ・メールボックス
- ・インターネット回線引き込み口（個別契約手数料、引込工事費等自己負担）

イ 共用事務室

- ・デスク
- ・オフィスチェア
- ・パーソナルロッカー（鍵付）

ウ 共通

- ・室内照明
- ・電気コンセント
- ・無線インターネット回線（施設管理者契約の回線を無償提供）
- ・集中式冷暖房設備（栃木県産業会館が一括管理）

(3) その他

- ・施設の一般開館時間は午前8時30分から午後5時15分まで
- ・事務室、共用事務室の使用許可を受けたものについては24時間365日

3 応募資格

(1) 事務室（インキュベーションオフィス）

起業家のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- ア 会社の設立の登記後若しくは有限責任事業組合契約の登記後5年を経過していない者、又は、会社の設立の登記のための手続若しくは有限責任事業組合契約の登記の手続に着手している者
- イ 本社として使用しようとする者
- ウ 過去に宇都宮市起業家支援施設を使用したことがない者
- エ 施設退去後に、原則、宇都宮市内に本社または事務所をおいて事業活動を行おうとする者
- オ 使用許可を受けてから2か月以内に使用開始できる者
- カ 市税の滞納がない者
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団構成員の統制の下にある者でないこと
- ク 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと

(2) 共用事務室（シェアオフィス）

起業家のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- ア 使用開始の時点で、事業活動を行っている者、又は、新たに創業を目指す者であり事業計画（起業するための経営に関する計画）を有する者
- イ 主たる事業拠点として日々の事業活動で施設を使用する者
- ウ 過去に宇都宮市起業家支援施設を使用したことがない者
- エ 施設退去後に、原則、宇都宮市内に本社または事務所をおいて事業活動を行おうとする者
- オ 市税の滞納がない者
- カ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団構成員の統制の下にある者でないこと
- キ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと

4 使用期間

(1) 使用期間

- ・事務室、共用事務室を使用許可する期間は1年間とする。

(2) 使用の更新

施設の使用状況や事業の実績に関する審査を受けることにより、下記の範囲内でこれを更新することができる。

ア 事務室

更新の回数 2回（最大で継続して3年間）

イ 共用事務室

更新の回数 1回（最大で継続して2年間）

5 申し込み

(1) 申込方法

- ・所定の使用許可申請書に必要事項を記入し、下記の書類を添付する。
- ・市役所7階産業政策課窓口へ直接持参し、提出する（郵送等での応募は不可）。

(2) 添付書類

ア 事務室

- ・宇都宮市起業家支援施設使用許可申請書
- ・事業計画書
- ・法令順守宣誓書
- ・直近3期分の決算書（3期に満たない場合には該当分）
- ・登記事項証明書、又は、登記申請書の写しと代表者の住民票の写し
- ・市税の完納証明書

※住民票の写し、市税の完納証明書は、所在が市内の場合には省略化

※事業内容等を確認するため、上記以外の書類の提出を求める場合や、聞き取りを行う場合がある。

イ 共用事務室

- ・宇都宮市起業家支援施設使用許可申請書
- ・事業計画書
- ・法令順守宣誓書
- ・履歴書
- ・住民票の写し
- ・市税の完納証明書

※住民票の写し、市税の完納証明書は、所在が市内の場合には省略化

※事業内容等を確認するため、上記以外の書類の提出を求める場合や、聞き取りを行う場合がある。

6 使用者の決定

(1) 審査方法

ア 事務室

書類審査（一次審査）と面接審査（二次審査）を実施

イ 共用事務室

書類審査のみ

(2) 審査の実施者

使用者を決定するための審査委員会を設置する。

(3) 審査内容

当該施設は、創業間もない起業家の育成支援を目的としていることから、施設における支援の必要性に重点を置いた審査を行う。

- ア 企業活動に関する評価
- イ 企業育成に関する評価
- ウ 総合評価

7 使用にあたっての注意事項

(1) 使用料の納付

- ・毎月末日までに翌月分の使用料を納入すること。

(2) 使用する場所の決定

- ・希望に基づき決定するが、応募が重複した場合には抽選により決定する。

(3) 事業報告書の提出

- ・事務室の使用者には、半年に1回以上の経営カウンセリングの受験を義務付ける
- ・経営カウンセリングを受ける際に、所定のカウンセリングシートおよび必要資料の提出により事業報告を行うこと。

(4) 月例事業の実施

- ・使用者相互の交流促進や、経営に関するノウハウの習得を目的として、月に1回程度、使用者、宇都宮ベンチャーズ運営委員等の参加する月例事業を開催するので、積極的に参加すること。

(5) オフィスへの立ち入り

- ・施設の管理運営上必要があると認めた場合、宇都宮市経済部産業政策課職員がオフィスに立ち入ることがある。

(6) 禁止事項

- ア 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為
- イ 施設をき損し、又は汚損するおそれのある行為
- ウ 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- エ 支援施設の管理上支障があると認める行為
- オ 事務室、共用事務室等使用許可財産の転貸及び形質の変更
- カ 使用許可を受けた者の地位の譲渡
- キ 許可を受けていない使用用途の変更

※上記の行為等が行われていると思われる場合には宇都宮市経済部産業政策課がヒアリング等を行い、禁止事項に該当すると認められるときには使用許可を取消すことがある。

(7) 使用許可の取消し

次の事項に該当する場合には、使用許可を取消す場合がある。

- ア 宇都宮市起業家支援施設条例又は宇都宮市起業家支援施設条例施行規則に違反したとき
- イ 使用許可条件に違反したとき
- ウ (6)に掲げる禁止事項に該当する行為が発覚したとき
- エ 集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
- オ 詐欺その他不正な手段により第6条第1項の許可（同条第4項の規定による許可の期間の更新を含む。）を受けたとき
- カ 第6条第1項の許可の決定から2月以内に施設の使用を開始できないとき
- キ 支援施設以外に事務所を設け事業活動を開始したとき
- ク その他市長が管理運営上必要があると認めるとき

(8) 使用の中止

- ・使用を中止する場合は、原則として1か月前までにその旨を所定の書面にて宇都宮市経済部産業政策課に申し出ること。
- ・使用者の解散や活動中止など、応募資格の要件を欠くこととなった場合は、すみやかに使用を中止しなくてはならない。
- ・使用許可の期間の途中で使用を中止する場合、当該月の翌月以降の使用料は返還する。ただし、月の途中で使用を中止する場合の当該月の使用料は返還しない。

(9) 原状復帰

使用期間終了又は使用許可の取消を受けたときは、使用者の負担により原状に回復すること。